

平成29年4月3日

指定障害福祉サービス事業者 の皆様  
指定障害者支援施設  
指定障害児通所支援事業者  
指定障害児入所施設

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

### 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書の提出について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の算定に当たり、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定等に基づき、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書」をあらかじめ都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長）に提出いただくこととなっています。

本加算は、事業年度ごとの加算のため、平成28年度に本加算を算定している場合も、改めて届出の必要があります。

このため、平成29年度も引き続き本加算を算定する事業所等及び平成29年度から新たに本加算を算定する事業所等については、次のとおり当該届出書の提出をお願いします。

なお、平成29年度報酬改定に伴い、今年度から新たな加算区分が新設されておりますので、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成29年3月28日 厚生労働省通知）」及び「周知用リーフレット」（掲載箇所については「3 書類の作成方法」参照。）の内容を併せて確認のうえ選択してください。

## 1 提出書類

・ ・ 必ず提出      ・ ・ 該当時提出

確認シート 福祉・介護職員処遇改善加算届出書類確認シート  
様式 1 基本情報  
様式 2 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算届出書  
様式 3 福祉・介護職員処遇改善計画書  
（添付）資質向上のための計画  
様式 4 福祉・介護職員処遇改善計画書（神奈川県内事業所等一覧表）  
様式 5 福祉・介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）  
様式 6 福祉・介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）（再掲）  
（添付）就業規則  
（添付）給与規程  
（添付）労働保険に加入していることが確認できる書類  
（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書の写し等）  
様式第1号・別紙1 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（体制届）

前年度の様式から変更がありますので、必ず最新の様式をダウンロードしてご提出ください。

### 【該当時提出書類（ の書類）の留意事項】

資質向上のための計画は、様式3の（2）キャリアパス要件で要件 ア を選択した場合、必ず提出してください。

様式5は、他都道府県にある事業所等も含め一括管理する場合に提出してください。県内の事業所のみ管理する場合は不要です。

様式6は、神奈川県内にある複数の事業所等（基準該当サービス事業所を含む）を一括管理する場合で、指定権者が複数にまたがる場合は必ず提出してください。指定権者が複数にまたがらない場合は提出不要です。

就業規則、給与規程、労働保険に加入していることが確認できる書類については、前年度以前に上記書類を提出しており内容に変更が無い場合は提出不要です。

様式第1号・別紙1は、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算のみの届け出を行う訪問系の事業所（特定事業所加算を算定しない事業所）は、提出が必要です。（それ以外の事業所については、体制届を提出する際に、当該書類を提出することになるため、処遇改善の届出に添付して提出する必要はありません。）提出する際は（別紙1）の処遇改善加算の欄（あり・なし、 ~ ）へも忘れずに記入してください。

## 2 提出期限 平成29年4月13日(木)必着 (提出先は別紙に記載)

### 3 書類の作成方法

提出いただく様式が平成28年度の様式から変更になっています。ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」から新しい様式をダウンロードして使用してください。

なお、申請書等を作成する際には、「記載例」、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及び「周知用リーフレット」を必ずお読みいただいたうえで、作成されるようお願いいたします。

#### 【様式等掲載先】

障害福祉情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)  
「書式ライブラリ」 「6.お知らせ(県内共通)」 「3 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に関するお知らせ」

## 4 提出方法等

### (1) 提出方法

受領確認のための返信用封筒の同封はご遠慮ください。受領確認が必要な場合は、簡易書留など送付過程が確認できる確実な方法でお送りください。

封筒に「処遇改善計画書在中」と明記してください。

### (2) 提出先

別紙、提出先等一覧のとおり

複数の指定権者にまたがって一括管理する場合も、同じ書類(様式2及び3以外はコピーで可)を該当する指定権者へそれぞれ提出してください。

## 5 その他

提出した書類の写しを必ず各事業所で保管してください。

## 提出先等一覧

事業所所在地	提出先及び問い合わせ先
横浜市	( 障害者 ) 〒231-0021 横浜市中区日本大通 1 8 横浜市健康福祉局障害福祉部障害企画課企画調整係 045-671-3601 ( 障害児 ) 〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1 横浜市こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課 045-671-4278
川崎市	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 ( 問い合わせはFAXのみでお願いします ) FAX 044-200-3932
相模原市	〒252-5277 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5 相模原市健康福祉局福祉部障害政策課指定・指導班 042-707-7055
横須賀市	〒238-8550 横須賀市小川町 1 1 番地 ( 障害者 ) 横須賀市福祉部指導監査課 046-822-8411 ( 障害児 ) 横須賀市こども育成部こども施設課 046-822-8224
上記以外	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課 ( 障害者・障害児共に ) 事業支援グループ 045-210-4732

平成18年厚生労働省告示第523号の改正に伴い、平成24年4月1日より政令指定都市及び中核市に所在する事業所は所在する政令指定都市及び中核市へ届出をすることとなっていますのでご注意ください。